

議案第 6 3 号

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（平成 1 8 年川崎市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「検査、画像診断その他市長が別に定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 検査（市長が必要と認めた呼吸機能検査を除く。）
- (2) 画像診断
- (3) その他市長が別に定める医療

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成について

は、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

ぜん息に係る医療のうち、検査の一部を新たに助成の範囲に加えるため、この条例を制定するものである。